

令和6年第4回  
久御山町教育委員会定例会  
議事録

## 令和6年 第4回久御山町教育委員会定例会 議事録

- 1 招集年月日 令和6年4月26日
- 2 招集の場所 久御山町役場会議室23
- 3 開 会 令和6年4月26日 午前9時00分開会宣告
- 4 出席委員 内 田 智 子  
寺 井 恵太郎  
阿 部 拓 児  
田 口 賀 彦
- 5 職務のため出席した者の職氏名  
教 育 次 長 中 務 一 弘  
学校教育課長 前 山 雅 宏  
生涯学習応援課長 星 野 佳 史  
書 記 西 村 優 奈
- 6 付 議 案 件  
議案第12号 御牧小学校学校運営協議会委員の任命について  
議案第13号 東角小学校学校運営協議会委員の任命について  
議案第14号 久御山中学校学校運営協議会委員の任命について  
議案第15号 こども園評議員の委嘱について
- 7 報 告 案 件  
(1) 令和6年度町内学校施設一覧について  
(2) 令和6年度儀式的行事一覧について  
(3) 第3次生涯学習推進計画の策定について  
(4) 久御山町スポーツ協会事務執行のあり方検討委員会報告書について
- 8 会 議 の 経 過  
午前9時00分 開会  
(1) 開会  
教育長が開会を宣言  
(2) 教育長の報告  
・教職員の人事異動に伴い、3月29日に退職辞令、4月1日に異動に伴う辞令交付を行った。今年度は小中学校が15名、こども園の方が2名の異動。  
・4月2日、オンラインで、久御山学園が目指す重点項目について訓示を行った。

現在、新たな体制のもと、各園小中学校とも順調にスタートを切っている。

- ・ 入園式及び入学式において、多くの来賓保護者の臨席のもと終了できた。また、御意見等あればいただきたい。
- ・ 4月14日、京都府内の教育長会議並びに京都府公立学校長園長会議に出席。今年度、「学びのパスポート」が2年目となり、例えば自己肯定感や学力との関係などの分析を進めていくとのこと。
- ・ 4月15日、本町校園長会議にて、改めて本町の目指す方向性と重点課題を示し、特に言語力を基盤とした学力、自己指導能力の向上について、明確に取組を進め、最終的に実践報告を行うこと等、指示した。
- ・ 4月18日、山城の教育長会議並びに教科用図書採択協議地区協議会が開催された。今年度、中学校の教科用図書の採択が実施される。
- ・ 書面議決となった議案10号久御山町スポーツ推進委員の委嘱について、及び議案第11号佐山小学校学校運営協議会委員の任命については、議案に係る意見等もなく、全員賛成により原案の通り可決した。

### (3) 議事

#### ア 議案第12号 御牧小学校学校運営協議会委員の任命について

##### 【前山学校教育課長より説明】

提案理由、久御山町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条で、委員について規定しており、協議会の委員は15名以内、地域の住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命することとしていることから、上程するもの。なお任期は1年。

いずれの方も、学校に対し意見をいただける方である。

##### 【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

#### イ 議案第13号 東角小学校学校運営協議会委員の任命について

##### 【前山学校教育課長より説明】

いずれの方も、学校に対し意見をいただける方である。

##### 【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

ウ 議案第 14 号 久御山中学校学校運営協議会委員の任命について

【前山学校教育課長より説明】

いずれの方も、学校に対し意見をいただける方である。

【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

エ 議案第 15 号 こども園評議員の委嘱について

【前山学校教育課長より説明】

提案理由、久御山町立認定こども園の運営規則第 13 条で評議員について規定しており、定員 5 名以内で、当該こども園の職員以外の者で、教育、保育に関する理解及びし見識を有する者のうちから、こども園長の推薦により、教育委員会が委嘱するとしていることから、上程するもの。

いずれの方も、こども園に対し意見をいただける方である。

【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

(4) 報告

ア 令和 6 年度町内学校施設一覧について

【前山学校教育課長より説明】

資料に基づき説明

【質疑応答】

なし

イ 令和 6 年度儀式的行事一覧について

【前山学校教育課長より説明】

資料に基づき説明

【質疑応答】

なし

ウ 第 3 次生涯学習推進計画の策定について

【星野生涯学習応援課長より説明】

本計画は本町が目指すべき中長期的には生涯学習の方向性を示し、所管の課題に対応する当面の施策事業を掲げ、住民と協働で生涯学習を推進していくため、令和6年度から10年間を計画期間とする第3次生涯学習推進計画の方を策定した。本計画策定にあたっては、推進、検証しやすい計画とすることを重点に置き、政策施策事業の関係を明確化し、誰もがわかりやすい計画体系を目指すとともに、可能な限り数値目標を掲げ、検証を行いやすい計画を目指した。

15 ページ、基本理念を「地域愛で絆を深める“タウンキャンパス”のまちづくり」とし、6つの施策の柱を定めている。

18 ページ、6つの施策の柱に基本施策及び施策項目をそれぞれ紐付けて、施策体系としている。本計画では検証を行いやすい計画とするため、施策事業の業績に対する活動指標 KPI と、施策事業を推進した結果として得られる成果に対する成果指標 KGI の2種類の数値目標を設置した。

19 ページ、5つの KGI を掲げ、基準値及び令和10年度、令和15年度時点での目標値を設定し、今後当該年度にアンケート調査等により、検証の方を行っていききたい。

20 ページ以降は、基本施策ごとに活動指標 KPI の設定及び施策項目ごとの主な事業について記載をしている。生涯学習応援課以外の課等が担当するものも複数あり、生涯学習の実現に向けては町全体で取り組む必要がある。活動指標 KPI については基準値とともに、令和10年度目標値を定めており、当該年度に各課での検証を行った上で、令和15年度目標値を新たに設定をさせていただきたい。

久御山町第3次生涯学習推進計画概要版については、政策課題、基本理念と6つの政策の柱、施策体系を中心に4ページにまとめた冊子としており、広報くみやま5月1日号と同時にポスティングで全戸配布をさせていただく予定。

今後10年間、本計画を指針とし、町民の皆さんや町内事業所の方々と連携を図りながら生涯学習を行いやすい環境作りを進めてまいりたい。

また、今後建設予定のまちづくりセンターの内容も含んでいる。

#### 【内田教育長より補足】

5年、10年の指標、目標が立っているが、どこまでできているかについては、PDCA サイクルで回して、足りない部分については、評価すると聞いている。

生涯学習を推進していくにあたって、生涯学習応援課だけではなく、全ての事業が生涯学習に繋がるという意識を、町職員も強く感じるべきであり、その

視点で施策をしかける必要があると考えている。

また、サークル活動等されている方の高齢化や固定化が課題であり、今後、いかに裾野を広げていくかの視点が必要である。あわせて、まちづくりセンターまでの交通手段等も課題である。

**【質疑応答】**

○寺井委員

目標数値がかなり高いと感じる。教育長の言うように、全職員の意識や相当の努力がないと難しいのではないか。町から住民に対しての情報発信の仕方に工夫が必要である。

また、町全体の高齢化も進んでいることから、交通手段は考えないといけない。

○田口委員

まちづくりセンターについては、町のシンボルとして、子どもから大人、ご老人の方までが、集える場所にするために、様々な施策をうまくPRしながら行っていただきたい。

○星野生涯学習応援課長

現在、まちづくりセンターの愛称募集をやっており、割と反響があり100件、200件ぐらいの集まっている。

エ 久御山町スポーツ協会事務執行のあり方検討委員会報告書について

**【星野生涯学習応援課長より説明】**

昨年、元会計年度任用職員による私的流用事案が発生した。それを受け、令和6年1月26日に外部有識者等による久御山町スポーツ協会事務執行のあり方検討委員会の方を設置し、3回にわたり、今回の事案に係る原因究明や課題の抽出、再発防止策など、スポーツ協会に係る事務の適正化に向けた検討を行っていただき、去る4月17日報告書が提出をされたところ。

本報告書の構成であるが、1事象の概要、2改善策に向けた課題の抽出、3再発防止策(提言)、4本委員会について、あわせて検討の経過となっている。

3ページ、今回の事案の発生原因であるが、準公金の取扱基準が整備されていなかったため、預金通帳の管理や会計処理、管理体制などについて適切ではなかったとされている。

4ページ、町スポーツ協会規約において、事務局は教育委員会に置くとなっているが、総合体育館の事務所内で勤務しており、会計を含む事務執行につい

て、複数の職員の目が届かない体制になっていたこと。またボランティアであることもあるが協会役員が、勤務場所に訪れることも少なく、元職員に事務を任せていたという状況があったことについて指摘を受けている。

続いて6ページ、改善策に向けた課題としては、スポーツ協会において役員の権限と責任が不明確であり、会計を含む会長、理事長のチェック機能が働いていないことが指摘された。また、町においては、準公金を取扱う根拠が示されていないことや、組織マネジメント及び内部統制機能が十分に働いていないということが指摘された。

7ページ、再発防止についての提言については、信頼回復に向けて適正に事務執行をし、年月が経過しても形骸化することなく、再発防止策を定着させることが重要としながら、一方、スポーツ協会は、地域における体育スポーツ振興、健康の保持増進、競技力の向上など重要な役割を担う組織であり、今後も、町が全面的にサポートをして、一体となってスポーツ推進に取り組む団体として、現組織体制を維持することを前提として、再発防止策が示されている。

その中、町全体で取り組むこととしては、まずは準公金の取扱要領の制定、内部公益通報制度の周知徹底及び職員研修の実施や町監査委員による監査の機会の充実。

教育委員会で取り組むこととしては、事務分担の明確化、複数の職員による相互確認体制の強化や勤務場所を教育委員会内にすることなど。

スポーツ協会で取り組むこととしては、監事マニュアルの作成及び研修の実施、監事の研修の実施や外部監査の選任、各種規程の整備などである。

この提言を受け、町及び教育委員会としては、二度と今回のような事案が発生しないよう、その内容を踏まえ事務執行の方法や体制等の見直しを鋭意、取り組んでまいりたい。

具体的に町として、まず提言にあった準公金取扱要領を制定し、全庁的に改めて同様の事務について当該要領に基づき、町全体として全体的に見直しを図る通知する。また、内部公益通報制度について、改めて職員研修を実施し、また町監査委員による財政的支援団体に対する監査機会を拡充いただけるようお願いをしてまいりたい。

教育委員会では、引き続き事務局としてスポーツ協会の会計を含む事務を行うが、教育委員会内で業務を行うこととし、課内の役割分担を明確にした上で、印鑑や通帳の適切な管理、定期的な執行状況の確認、また他課の職員による補助金の執行検査を行い、事故等の未然防止を図ってまいりたい。

スポーツ協会では、監事マニュアルの方の策定。その監事のスキルアップ

を図るとともに、外部独立の専門家の監査員の就任も視野に検討している。また役員の権限と責任を明確化するため、決裁規程の整備も検討している。

**【内田教育長より補足】**

昨日、民生教育委員会において、御報告の方させていただきました。また、4月20日にはスポーツ協会の総会がり、経過について説明させていただきました。

特に大事なこととして、スポーツ協会の事務執行だけではなく、本町多くの公金を補助金として支出していることから、今後こういうことが2度と起こらないように徹底してまいりたい。委員の皆様には御迷惑、御心配おかけして申し訳ございませんでした。

午前9時41分 終了